

令和3年度原子力規制委員会
第11回会議議事録

令和3年6月2日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第11回会議

令和3年6月2日

10:30～11:30

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1：原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の改定案等について

議題2：原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（施設敷地緊急事態要避難者の明確化）

議題3：令和2年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価について

○更田委員長

それでは、第11回の原子力規制委員会を始めます。

本日も新型コロナウイルス感染症対策のために、一般傍聴は行わずにウェブ配信のみで開催します。

まず冒頭、原子力規制委員会発足時に委員を務められた大島賢三さんが5月29日に亡くなられました。田中委員長、島崎委員長代理、大島委員、中村委員、それから、私の5人で、発足時、制度整備も含め大変な時期に、2年間、特に国際関係も含めて大きな貢献をしていただいた大島委員が亡くなられたことについて、原子力規制委員会として謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、最初の議題は「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の改定案等について」。

説明は金城人事課長から。

○金城長官官房人事課長

それでは、人事課長の金城の方から、資料1に基づきまして御説明させていただきます。

まず、この人材育成の基本方針ですけれども、1. にございますように、令和3年2月に改定をお諮りしましたところ、人材育成の方向性といった観点で職員のキャリアパスを明示すべきと。特にエキスパートの育成などを念頭に置いたものを明示すべきという御指摘がございました。

そのことを踏まえまして、この人材育成の基本方針の中に育成プロセスの体系を示したところ、実はそういった専門性を付与するといったところ、資格付与までは書いてあったのですけれども、それに加えて鍵括弧のような記述を加えてはどうかということで提案させていただきます。

その鍵括弧のところというのは「人事当局は、資格を付与された各々の職員がその専門性を維持し、伸ばすことが出来るよう、各職員とそのキャリアパスに対する理解を共有し、適切な職務及び職責を付与することで、規制等の業務を担う職員を確保する」といったものでございます。

これはあくまで方針ですので、記述としてはこの程度でよいかなと思ってやっておりますけれども、実際、この記述を加えるに当たって行ったことを報告させていただきます。

それは2.、3. のところでございます。この2月の原子力規制委員会でもございましたけれども、やはりキャリアパスが見えないといったことは、これはいろいろな若手職員へのアンケートなどの結果としても出てきたものであります。

ですので、我々も、職員、特に我々、審査・検査といったことで、その職務を担っているのは一般職技術系職員、これは人数的には6割を占める職員ですけれども、そういったもののキャリアパスイメージを、いろいろ若手職員にヒアリングしながら作成してまいりました。

この一般職技術系職員ですけれども、いろいろな段階、係員の段階で、これは1月にも

報告させていただきましたけれども、集中型の教育訓練課程など、そういったものでまず基本資格を取得して、係長級になれば専門分野の絞り込みを意識しながら、あと、補佐級の段階で、ここである意味、専門分野のようなものをしっかりと設けて、その専門分野で能力を発揮できるようにといったことでキャリアパスイメージを作成しました。

ただ、いろいろ若手職員のみならず、職員にいろいろヒアリングをしていくと、ただ、余り専門ばかりをやっていると視野が狭くなるので、やはり他の専門分野の異動などはきちんと織り込んでといったものは、これはいろいろなところから共通してありましたので、そういったものも念頭に置いてやっております。

ここで言っている専門分野ですけれども、いろいろと議論を重ねてまいりましたけれども、四つ設けておまして、業務遂行上必要となる知識・経験に一定程度の共通性のある分野、これを広く「原子力プラント規制」と「放射線防護」としまして、一方で、やはり専門性を身につけるためには、任用上というのは、これはポストを付与する段階でしっかりと配慮が必要な特定分野として「自然ハザード・耐震」及び「保障措置」ということでやっております。

後ほどまた別紙の方で詳しくは説明させていただきます。

あと、一方で、そういう一般職技術系職員を中心に議論してまいりましたのですけれども、一般職事務系職員につきましては、これは今年1月に報告させていただきましたとおり、来年4月から研修の整備なども検討を進めておりますので、一般職事務系職員のキャリアパスイメージについても、検討を進めていきたいと考えてございます。

総合職の職員、これはある意味、御指摘のあったところのジェネラリストになりますので、こういったところの者は、留学、海外勤務、他省庁への出向など機会付与をしっかりと行った上で、人材育成を行っていくといったことで考えてございます。

それを行うに当たっての人事当局の取組は、別紙3で報告をさせていただきます。

おめぐりいただきまして、まず、基本方針の改定案のところは、資料の4ページ目、育成プロセスの体系を書いているところ、1段落目で大まかなところを書いて、「特に」以下のところで専門的知識、専門性を身につけるためのところ、これまでは資格付与まで書いてありましたけれども、資格付与後、職務及び職責の付与で育成していくといったことを明記してございます。

続きまして、報告事項になりますけれども、別紙2、ページでいうところの7ページ目になります。今、口頭で御説明させていただきました一般職技術系のキャリアパスイメージといったところでございます。

今まで我々、キャリアパスを設けていたのですけれども、例えば、今年の採用に当たってもパンフレットなどを準備していますが、やはりその中で書いていたのは、係員級、係長級、そういった職制上の段階でどういった仕事になるかといったところでもございました。

そういった中で、新しい部分としましては、補佐級のところ、ここで専門分野といったものを設けて、その専門分野を中心とした任用をやっていくといったものでございまして、

それぞれの分野名は先ほど1ページ目で御説明させていただきましたので、詳細は割愛させていただきますけれども、基本分野として「原子力プラント規制」「放射線防護」と大きく二つの分野があった上で、任用上の配慮が必要な「自然ハザード」「保障措置」といったことをごさいます。

こちらの方は、ですから、それぞれの職位では、めくっていただきまして8ページ目、係員級、係長級、補佐級と、どういう形で専門性を絞り込んでいくのかといったものがございまして、係員級では、1ページ目にありましたように、集中型の訓練課程で資格をしっかりと取得して、係長級になったら、そういったものを用いて、実際、現場で仕事をするのですけれども、やりながら、どんどん専門分野を中心に活躍していくのかといったものを意識して仕事をしてもらう。そういった中で大事なのは、やはり現場が大事ですので、規制事務所での勤務とか、あと、保障措置になりますと、やはりIAEA(国際原子力機関)での勤務といったものが必要になってきますので、こういったところで機会を付与する。

そういったものを経て補佐級になりますと、専門分野を中心に実務経験を積んでいただくといったことで、こういった中でも、きちんと規制事務所で働いてもらうといったことも考慮してやっていきたいと考えてございます。

最後になりますけれども、9ページ目です。そういったことを確実にするために、人事当局としましては、そういった若手職員、係長級、補佐級の一般職技術系の職員と、今、報告しましたようなキャリアパスイメージを基に、しっかりと説明会という形でコミュニケーションを取りまして、意識の共有を図っていきたいと考えてございます。

ですので、その結果、自ら希望する専門職などをきちんと登録できるようにして、先ほどありましたように、専門分野を中心に任用していくのですけれども、そこから違う分野に行くときは、どういう狙いで異動するのだよということを事前にきちんと説明したり、一方で、職員からもきちんと意見を聞き取るようにして、研修の全体像をきちんと明示しながら、コミュニケーションをしっかりと取って進めていければと考えてございます。

資料の御説明は以上になります。

○更田委員長

御意見はありますか。

○伴委員

このキャリアパスの案に関しては、私も人事と一緒に議論をしてきましたので、基本、これでよいと思うのですが、人材育成の基本方針の方ですね、別紙1、これは基本的に下線部を書き加えただけなのですけれども、ちょっとそれ以外のところを読み返してみたときに、幾つか気になったので、コメントをしたいと思います。

最初は、この基本方針案、別紙1の最初のページですけれども、第1章の「基本的考え方」の2行目から3行目なのですが「専門的で有能かつ多才で意欲ある職員の持続的な育成」と。確かに専門能力は必要だし、有能な人間は必要だし、意欲は必要なのだけれども、多才であることは必要なのではないかというのがちょっと気になりますね。多才であるの

はいいことなのだけれども、多才でなければならないかということ、ちょっとどうなのかなというのが一つ気になったということ。

それから、その次のページの下半分の「幹部職員・管理職員の責任」というところで何項目かあるのですけれども、そこに「育成ニーズ」というのが出てきます。それはそれでいいのですけれども、4番目の項目のところで「職員が自身の業務の遂行に必要な知識及び技能を評価し、新たな育成ニーズを明確にすることを奨励すること」と書いてあるのですね。

それから、その次、一番下のところの括弧で「個々の職員の責任」というところで、4ページ目に行くと、4ページ目の三つ目のポツ(・)は、多分、今のことに対応するのですけれども「自らの職務遂行に必要な知識及び技能を客観的に評価し、直属の幹部職員及び管理職員に新たな教育ニーズを伝えること」と書いてあるのですね。

ここは育成ニーズではなくて「教育ニーズ」という言葉に変わっていて、ただ、育成にしても、教育にしても、これは教育・指導する側の立場からの言葉なので、果たしてこれでいいのだろうか。ここは、要は、育成される職員の側の言葉なので、「育成ニーズ」なり「教育ニーズ」という言葉をここで使うのは果たして妥当なのだろうかということがちょっと気になったということです。

あと、それから、この基本方針の5ページ目のところ、5. で「人材育成を円滑にする環境の整備等」というのがあって、その下の方に「国際機関や外国政府機関」、それから、またその次の行に「国内外への留学」というのがあるので、これに関して要望を言っておきたいのですけれども、まず、国際機関に関しては、単にコストフリーで行くところを活用するというだけではなくて、やはりポストを積極的に取りに行く。それを個人の努力に委ねるのではなくて、やはり組織としてもそういうポストを積極的に取りに行くという、そういう戦略的な取組が必要なのではないかということ。

それから、留学は今でも行われていますけれども、行った先で学んできたことが、では、次の戻ってきたときの配属に果たして活かされているのだろうかというのがいつも気になっています。やはりそういったところの連続性というのも今後は考慮すべきではないか。

以上、コメントです。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

今、伴委員がおっしゃったところはそのとおりだと思うのですけれども、ほかに3ページの下から4ページの上にかけて、個々の職員にとって本人のみに効果を有するものである。これは、要するに、研修とか、そういったものの効果の話なのですが、個々の職員にとってという限定をしてしまうと、本人のみというのは、それは当たり前だということになるかもしれないのですけれども、ただ、こういう研修などが本人のみに効果があるかと

いうと、それは必ずしもそうではなくて、周囲の人たちにも波及効果を及ぼすべきであるし、組織全体として能力を高めることにも当然なるわけですよ。だから、この「本人のみに効果を有する」というのは、ちょっと極端な自己責任論みたいな感じになっているように思うので「のみ」という言葉は要らないのではないですかねという感じなのですからね。御検討いただければと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

資料の4ページの第2章のところで、技術系あるいは事務系行政職員、それから、研究職員という職員についても言及されているのですが、資料の1ページで研究職については言及がないのですが、何か抜けているような気がするのですが、研究職は別途検討されているということによろしいのですかね。

○金城長官官房人事課長

すみません。そういった意味では、記述は抜けていたかもしれませんが、研究職につきましては、たしか原子力規制委員会にも報告させていただいて、若いときにドクターを取らせたり、論文を書かせることで、専門性をしっかりと身につけてといったことをごさいまして、そういった意味では、既に専門性を身につけるための人材育成が定着しているという意味で、記述は抜けていました。

○山中委員

理解しました。

○田中委員

キャリアパスのイメージにつきましては、職員にもいろいろなヒアリングをして行ったということはよく分かりまして、それを踏まえてのことになっていると思いますし、また、研究職のところについても、今、山中委員が言われたように、ちょっと気になっていたのですが、どこかに書かれているということだと思いますので、研究職についてもキャリアパスを示すことも大事かなと思います。

基本方針について、今、伴委員、石渡委員からコメントがあったのですが、これは余りじっくり見なかったのですが、これはこの時点においてしっかりと見て、何かコメントがあったら、した方がいいのですか。

○金城長官官房人事課長

もしありましたら、よろしく申し上げます。

○更田委員長

これは、だから、本日、案を決定しようとしているので、だから、できるか、できないかということですね。変える部分が必要であれば、本日の決定は見送って改めた上でということになりますけれども。

こういったキャリアパスみたいなものを文字化すると、尽きることなく注文はつくというのは、そもそも文章化することが難しいものなのだろうと思いますけれども、大事なのは、目の前に具体的なイメージが人として存在すると、非常にキャリアパスというのはつかみやすいですね。

うんと上ではなくて、自分よりも経験年数にして3年とか、せいぜい5年ぐらいまでかな、のところに、自分は次はこれを目指すのだというのが浮かぶといいのだけれども、それは環境の問題で、文字にしたときの、本当に繰り返しになりますけれども、注文は尽きることなくつくと思って、ここで言っている専門性とは一体どんなものかとか、それから、職員に対して持っているイメージからすると、専門性以前に、硬い言い方をすると、物理法則について正しい理解を持っていることの方がずっと重要で、プラントの設計のどうのこうのを知っていることよりも、そちらの方がよほど役に立つのだけれども、それは学校教育に委ねられているという幻想があるけれども、決してそんなことはないので、そういったことが盛り込めればなと思うのと、あと、イメージ図もそうですね。「原子力プラント規制」「放射線防護」、これも体制上便宜的に分けられているけれども、工学的安全性の使命というのは、目的というのは放射線防護なので、そういった意味で、こういう2分化が間違ったイメージを与えないかなという危惧なんかはあります。

ただ、申し上げているように、そうはいつても、文章化すると、必ずここがこうという注文がついて、尽きることのない議論に入り込むので、どこかの段階で決定をしなければならないのですけれども。

皆さんのコメントを伺っていると、決定できるのか、できないのかというのがいま一つ定かではないのですが、この事務局の改定案について、決定に御異存のある方、反対の方はいらっしゃいますか。

伴委員。

○伴委員

ですから、先ほど私、コメントしましたけれども、後の方のことはもう今後の任用といえますか、そののところなので、いいのですけれども、文言のところで先ほどの「多才」というのは本当に要るのだろうかというのはちょっと気になるのと、それと、本人が明確にするのは育成ニーズ、教育ニーズではなくて、自らの課題なのではないかというような、ごく、そういう日本語の使い方の問題なのですけれども、だから、それを今、言い換えを同意していただければ、もうそれで決定しても構わないですし、もう少しそれを練った方がいいということであれば、改めてということになるかと思いますが。

○更田委員長

後半の部分は具体的にどこの記述ですか。

○伴委員

3ページの「幹部職員・管理職員の責任」のところの4項目目ですね。「新たな育成ニーズを明確にすることを奨励すること」と書いてあるのですが、これを、例えば「取り組

むべき課題を明確にする」とか、そのような言葉で置き換えればいいのかなど。

同じように、4ページ目の3項目目ですか。ここも「新たな教育ニーズ」となっていますけれども、これは、例えば「教育・研修に関わる要望・課題等」というような、そのような言葉に置き換えればいいのかと思いますけれども。

○金城長官官房人事課長

ありがとうございます。

今の修正、「育成ニーズ」のところを「課題」といった形での言い換えは可能だと思いますので、そちらの方の修文でよろしければ。

○片山次長

それでは、修文箇所を具体的に特定したいと思います。

まず、2ページ目の「基本的考え方」の3行目「有能かつ多才」というところの「多才で」というのを削除。

それから、3ページ目「新たな育成ニーズ」のところですね。これは「評価し、取り組むべき課題を明確にすることを奨励すること」。

それから、4ページ目1行目の、これは石渡委員のコメントで「本人のみに」というところの「本人に効果を有する」と「のみ」を削除。

それから、三つ目の・のところで「直属の幹部職員及び管理職員に研修に対する」、だから、教育というのは与える側のあれなので、本人なので「学習」にしましょうか。「管理職員に学習ニーズを伝えること」という修正でいかがでございましょうか。

○更田委員長

3ページ目の「幹部職員・管理職員の責任」のところの四つ目の・、その次の項目に「個々の職員が身につけるべき知識及び技能を職員に示すこと」となっていますし、その上では「機会を与えること」となっていて、その上でこの文章というのは何だろうと。「業務の遂行に必要な知識及び技能を評価し」、リダンダントではあるような気はするのですけれどもね。

○伴委員

いや、これは、だから、多分、言いたいことは、自己評価を推奨するということですね、職員自身の。

○更田委員長

だから、この次の職員の責任のところの三つ目の・「自らの職務遂行に必要な知識及び技能を客観的に評価し、直属の幹部職員及び管理職員に新たな教育ニーズを伝えること」、これと対になっているわけね。これを推奨することという。「自らの職務遂行に必要な知識及び技能を客観的に評価」というのはできることなのだろうか。皆さん、できますか。

○片山次長

客観的にというのが無理だろうというのであれば「客観的に」を削除しますが、要は、自分に何が欠けているのかというのを考えて、こういう研修を受けたいとか、こういう学

習をしたいという、そういうつもりで仕事をしてくださいということなので。

○更田委員長

そうなのだけれども、キャリアパスのイメージみたいなものとかというのは平たく書いてね。文章化することの限界はあるけれども、読まれなければ意味がないでしょう。

どうしようかね。これは急いでいるのですでしたか。

○片山次長

別にお尻があるわけではありませんけれども、この手のものは延々と議論になりがちでございまして、具体的にこれの改定をお決めいただいて、むしろ不安を持っているというか、よく分からないと言っている職員に対して具体的なアクションを取ること自体は、早くした方がいいかなと思っていますが。

○更田委員長

伴委員、何でしたか。

○伴委員

先ほど次長から説明があった修正提案で、私はいいかなと思っていますけれども。

○更田委員長

もう一回特定して、それでは。

○片山次長

まず、2ページ目「多才で」を取る。

それから、3ページ目「幹部職員・管理職員の責任」のところの四つ目の・ですけれども「知識及び技能を評価し、取り組むべき課題を明確にすることを奨励すること」。「新たな教育ニーズ」を「取り組むべき課題」と変える。

それから、4ページ目の上「本人のみに」のところの「のみ」を削除すること。

それから、三つ目の・ですけれども、更田委員長のコメントがあった「客観的に」は削除いたしましょうか。「技能を評価し、直属の幹部職員及び管理職員に学習ニーズを伝えること」。

以上でございます。

○更田委員長

その上で、今の修正を加えることを前提に、事務局案を決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

では、そのとおりにします。

○金城長官官房人事課長

ありがとうございました。

○更田委員長

二つ目の議題は「原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（施設敷地緊急事態要避難者の明確化）」。

説明は、放射線防護企画課の小野放射線防護企画課長から。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課の小野でございます。

それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。

「1. 概要」でございますが、原災指針（原子力災害対策指針）、これにおきまして、2行目にありますが「施設敷地緊急事態要避難者」、SE要避難者と呼んでございますが、この定義が書かれてございます。

これにつきましては、地方公共団体との間での解釈の差異が生じている部分とか、あと、地方公共団体の取組状況を踏まえて、定義、対象となる者を見直すことが必要ということで、別紙1のとおり改定案を作成してございます。本日お認めいただけましたら、行手法（行政手続法）に基づく意見募集を実施したいと考えてございます。

「また」とありますが「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」という解説書もございますが、これも原災指針の改正に伴いまして、別紙2のとおり改正したいと思います。

この改正ですが、行手法の意見募集手続の対象ではないということと、繰り返しになりますが、原災指針の改正に伴う記載の適正化、あるいは形式的変更でございますので、任意の意見募集も実施しないことにしたいと考えてございます。

2. 以降は、重山企画調査官の方から説明させていただきます。

○重山長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画調査官

放射線防護企画課の重山でございます。

「2. 課題と対応案」に改正概要をまとめてございます。改正事項は大きく三点ございます。改正事項ごとに、別紙1、通し番号で4ページ目以降を参照しながら説明させていただきますので、途中、参照される資料が前後することを御容赦いただければと思います。

まず、(1)でございますが「妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等」とございます。こちらは胎児、乳幼児は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくがあった場合の健康影響が大きいことから、PAZ(予防的防護措置を準備する区域)内の妊婦、授乳婦、乳幼児等は、施設敷地緊急事態（SE）の段階で避難させる必要がございます。

その上で、これら妊婦等は、通常であれば避難の実施に時間が掛かるであろうという考えに基づきまして、現行指針の中では、要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間が掛かる者をSE要避難者とするすることで、PAZ内の妊婦等につきましても、漏れなく対象になると考えてございました。

他方で、実際には他の住民と遜色なく自力で避難できる者など、必ずしも避難の実施に時間が掛からない妊婦等がいらっしゃいますので、このような場合については、SE要避難者にならないという解釈の余地がございます。

こういった多様な解釈が生じないように、避難の実施に通常以上の時間の掛かる者のみならず、原則、PAZ内の全ての妊婦等がSE要避難者の該当になることを明記したいと考えてございます。

また、現行指針のうち「乳幼児の保護者等」という記載がございますが、こちらは乳幼児を連れて避難する保護者であるとか、あるいはその保護者とともに避難する必要のある年長の子供などを対象とすることを意図してございますけれども、より明確化を図るため、記載を適正化したいと考えてございます。

別紙1の2ページ目、通し番号ですと5ページ目を御覧いただければと思います。

下段が現行の記載でございます。ページ後半の点線部分、点線の枠内に「施設敷地緊急事態要避難者」という記載がございます。こちらの一つ目のマル(○)に「要配慮者」とありますが、それに続く括弧内に要配慮者の対象として「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む」という記載になってございまして、これを要配慮者としています。このうち、避難の実施に通常以上の時間が掛かる者をSE要避難者とする構成となっております。

このうち妊婦等につきましては、避難に要する時間にかかわらずSE要避難者の対象とすることを明確にしたいので、上段の改正案の方では、要配慮者の中から妊婦、授乳婦、乳幼児等を切り分けて、新たにイロハのロ項「妊婦、授乳婦、乳幼児及び」という記載を新たに設けまして、その他の要配慮者につきましては、従前どおり、避難の実施に通常以上の時間の掛かる者として、イ項に記載をしている構成となっております。

また、乳幼児の保護者等の記載につきましては、乳幼児の避難を支援する代表的な者として保護者というのを記載しているのですけれども、例えば、避難時に勤務先など、乳幼児と離れた場所にいる保護者もSE要避難者となるわけではありませんので、あくまで乳幼児の避難に際して同行するものを示す意図を明確にするために「乳幼児とともに避難する必要のある者」と改めてございます。

それから、資料の通しページの2ページ目にお戻りいただきまして、二つ目の改正事項について御説明いたします。

二つ目は「(2) 避難の実施により健康リスクが高まる者」ということでございます。こちら、現行指針では、要配慮者のうち避難の実施により健康リスクの高まる者は、SEの段階では避難を行わないということが前提となっておりますけれども、一方で、地域防災計画などにおきましては、UPZ(緊急防護措置を準備する区域)外の避難所等に直接避難を実施することで健康リスクが高まると想定される者につきましては、SEの段階で近隣の放射線防護対策施設に一時的に屋内退避をしていただきまして、国からの指示などを踏まえつつ、安全に避難が実施できる準備が整った段階で避難を実施させるという運用になってございます。

このような運用は、無理な避難を行うことで健康リスクが高まるのであれば、その場にとどまる方がよいという従前の考え方よりも、より安全に対処できる、選択の余地があるという意味でも良好な事例であると思っておりますので、指針上もSEの段階から放射線防護対策施設等を経由して避難を実施する場合があることを考慮した記載としたいと考えてございます。

また、避難の実施により健康リスクが高まる者をはじめといたしまして、このSE要避難者の避難に際しては、これを支援する者が伴うということがありますので、これら支援者の考慮についても併せて記載をしてございます。

また、別紙1の2ページ目、通し番号で5ページ目を御覧いただければと思います。

先ほど一つ目の改正事項で触れました下段の点線の枠内の一つ目の○、要配慮者の記載の文末には「避難の実施により健康リスクが高まらないもの」とありまして、これに該当する場合にのみSE要避難者とする構成となっています。

一方で、上段の改正案では、イロハのイ項からこの記載を削除することによりまして、限定を排除いたしまして、まずは、避難の実施により健康リスクが高まる者であったとしても、SE要避難者になり得るようにしてございます。

その上で、これらの者は避難に際して行動様式が異なる場合がありますので、その他の対象者との行動の差異を明確にするために、後段の5ページ目、通し番号では8ページ目の上段、改正案の方ですね、後半に9行ほど棒線を付している部分がありますが、ここは避難等の実施に係る留意点を記載した部分でありますけれども、こちらに施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の放射線防護対策施設等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である旨を記載してございます。

また、併せて、SE要避難者の避難等を支援する者につきましても、その後ろに「施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない」旨を併せて追記してございます。

それから、最後、三点目でございますが、こちらはまた通しページの2ページ目にお戻りいただきまして、中段の(3)に「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」という記載がございます。こちらは現行指針では、全面緊急事態に至った場合のPAZ内からの避難に際しまして、安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に実施できるように、平時から対象となる住民に安定ヨウ素剤を事前配布することを基本としています。

一方で「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」というのをSE要避難者として早期の避難対象としておりまして、この部分については、一貫性を欠いているのではないかと考えてございます。つまり、GE（全面緊急事態）の際に避難を円滑にするために事前配布というのを基本としているのに対して、結果的には安定ヨウ素剤の事前配布を受けない方が早く避難ができるという矛盾があります。

これを踏まえまして、今後も安定ヨウ素剤の事前配布を基本とする観点から、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者をSE要避難者の対象から除外するような改正を行いたいと考えてございます。

こちらの改正部分は別紙1の2ページ目から3ページ目ですので、通しページで5ページ目から6ページ目にかけてを御覧ください。

二つ目の○に「要配慮者以外の者のうち」とありますが、6ページ目にこの対象者として「安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの」と「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」がございしますが、改正案の方では、このうち「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」を削除いたしまして「安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者」のみをハ項に記載してございます。

これによりまして、全体として、イ項につきましては、避難に要する時間的な観点から早期の避難が必要なもの、それから、ロ項に関しては、内部被ばくによる健康影響の大きさの観点から早期の避難が必要なもの、ハ項につきましては、防護措置の一部、この場合は安定ヨウ素剤の服用が適用できないという観点から早期の避難が必要なものと整理してございます。

その他、今回の改正の機会を捉えまして、指針の記載の中で統一が図られていない部分であるとか、一部形式的な改正も行うこととしておりますが、詳細の説明については割愛をさせていただきます。

資料の2ページ目の「3. 原子力災害対策指針改正案に対する意見募集の実施」について御説明いたします。

まず、今回、別紙1でお示ししました原子力災害対策指針の改正案について、御審議をいただいた上で、お認めいただければ、明日6月3日から30日間、行政手続法に基づき意見募集をさせていただければと思っております。

また、冒頭、小野放射線防護企画課長の方からも発言がありましたが、内部規定である「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」についても改正を予定しておりますけれども、形式変更のみでありますので、任意の意見募集も実施しないということにしたいと考えてございます。

説明については以上です。御審議のほど、お願いいたします。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

今説明のあった三点について改定をするということですが、いずれも合理的なものだと思います。2. に示された(1)と(2)については、こちらの意図が正しく伝わっていないというところを直すということで、(3)については、安定ヨウ素剤が事前配布されていない場合に、言ってみれば、防護措置は1枚カードが減るので、その人たちについては、SEの段階から早めにとということなのですが、ただ、一方で、安定ヨウ素剤の事前配布というのは、やはり地域差といいますか、それがあつたということが我々も分かつてきていて、自治体によっては必ずしも全て事前配布だけで対応せずに、その場での配布で確実にできるというような、そういう考え方を取つているところもあるようですので、そう考えると、安定ヨウ素剤が事前配布されていない者を一律にとつたよりは、本当

に医師がこの人は服用できないのだと判断した者に限定するというのは、合理的な内容だと思います。

この原災指針の改正について、私は異存はないのですけれども、説明のなかったむしろ「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の一部改正、このところで一つコメントがあるのですが、通しページでいうと13ページになります。

13ページは新旧比較になっていますけれども、左の改正案の方でいきますと、真ん中辺のところ「放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が18歳未満の者では成人の3倍であるという報告があり」という非常に細かい記述があるのですね。

これはそもそもここで発生する確率というのが過剰相対リスクなのか、絶対リスクなのか、ちょっと定かではないですし、それから、3倍というのは観察期間をどれぐらい取るかによって変わってくるのですよね。

今、チェルノブイリ（原子力発電所事故）のときに実際に放射性ヨウ素によって甲状腺被ばくをした人たちが寿命を全うしたわけではないので、今後、この数字は変わってきます。ですから、こういう細かい3倍なんていう数字をここに載せる必要はないだろう。むしろ載せるべきではないだろうと思います。

それから、さらにそこを読み進めると「特に6歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原子力発電所事故後の調査において甲状腺がんが多発していることから」というのですけれども、この多発の意味がまたいろいろな意味で取ることができます。相対リスクが上がっているという捉え方なのか、それとも発生数自体が多いということなのか、その辺も定かではないので、これもちょっと表現としていかがなものかと思います。

ですから、この部分の記述は、今回でなくてもいいのですけれども、どこかの時点で改めた方がよいのではないかと思います。

以上です。

○小野長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

防護企画課、小野でございます。

今、伴委員が御指摘いただいた点も含めまして、まずは、今回はこのSE要避難者のところに特化して改正をさせていただきますが、安定ヨウ素剤の配布・服用については、若干ほかにも修正をした方がいいところというのが散見されてございますので、そういったものをきちんと整理した上で、全面的に手を入れるということにしたいと思っております。

以上でございます。

○伴委員

そのようにお願いします。

○更田委員長

ほかにありますか。

○田中委員

一個だけ教えてください。本文 2 ページ目の上の方で「放射線防護対策施設」というのがあるのですけれども、これはもう準備状況というのは問題ないのでしょうか。

○重山長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画調査官

放射線防護企画課の重山でございます。

準備状況につきましては、内閣府原子力防災がおおむね施設から10km未満のところに整備を進めていますが、既存の施設に陽圧化設備などを設置するなどの措置を講じておりますので、要所には設置がされていると考えてございます。ただ、例えば、PAZ内の住民全部を避難させるようなキャパシティがあるとか、そういった状態ではないと考えてございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

中身でいえば、三つあるうちの（１）（２）は、これは解釈の問題であつたり、そういうつもりで言っていないのにというのを改めるのに近くて、中身というのは（３）。配布を受けていない方が自動的に早くなってしまうというのは変だろうというのを改めにいくというところではあるのですけれども、今、資料を見てまず第一に思うのは、もう少し分かるように書けないかと。

これを理解してもらおう対象というのは、これは防護措置を実際に講じるのは自治体であり、また、それから、実際に防護措置を受ける人たちの理解が必要なわけで、資料的には幾つももっと平たく書けないかと思うところが多々あります。

それから、（１）のまず最初のものもずらずら書かれてはいるけれども、対象というのは、通常以上の時間が掛かる者という、妊婦さんなどは時間が掛かるというのは、一般的な修飾として書かれたものであって、限定しているものではないのだよということで、時間が掛かる、掛からないいいにかかわらずというのを改めにいつているのだと。それから、同行される方を含めるというのは、これは表現が足りなかったところなのだろうと思います。

それから、二つ目に関して言うと、もとよりこれは当初の議論からあったであろうけれども、困難な人は、ハードウェアとして防護措置がなされているところへ行く方がよほど好ましいですよ。その整備が進んでいるからということなのだろうけれども、これはごくごく当たり前の記述の適正化。

（３）は、先ほど申し上げたように、多少の中身を伴うというか、ことなのだろうと思います。

地方公共団体の取組状況等を踏まえて、定義を見直すということが望ましいというのが冒頭の概要に出てくるけれども、この表現もふさわしいと思っていなくて、実態に合わせて定義が変わるわけではないので、本質ではないかもしれないけれども、資料と説明に私は不満ありというところですね。

その上で、この別紙 1 の改正案、それから、別紙 2 の一部改正、これは了承してよろし

いですか。

その上で、別紙1だけを意見募集にかけるということですが、この点について御意見はありますか。いいのかな。

それでは、原子力災害対策指針本体の改正案に対する意見募集の実施を了承します。その上で、別紙2については、コメントがありましたので、検討を進めてもらいたいと思います。ありがとうございました。

三つ目の議題は「令和2年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価について」。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本です。

放射性同位元素等規制法に基づきまして、事故・故障の報告があったものに関する報告というものの令和2年度分ということになります。

本件は放射性規制部門と事故対処室で対応してございますけれども、宮本よりまとめて説明させていただきます。

令和2年度分といたしましては、資料にございますとおり、3件ございました。結果として、二つはINES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル0、一つは評価対象外というものでございました。

概要につきましては、2ページ目、まず、一つ目の札幌医大の件でございますが、これは前立腺がんの治療に使うためのシード線源、これが所在不明となったというものでございます。

これは搬入後、箱に入って2段になっていて付属品と線源部分があるところを、きちんと確認しないで、付属品の部分を取っておいて、線源の部分を廃棄してしまったというものでございます。

この原因といたしましては、きちんと確認をしなかったということ、あるいはそれらがダブルで行われなかったということがございますので、これらについて、きちんと確認するようなマニュアルの作成、あるいは教育訓練を行うという対応を取るということがございます。

本件、INESの評価といたしましては、なくなったヨウ素の放射エネルギーと重大な確定的影響を引き起こす可能性がある放射エネルギーの比が0.01未満ということになりますので、レベル0ということになります。

それから、二番目の藤元メディカルシステムというところでございますけれども、これはPET薬剤を製造しているという段階のときに、その薬剤を最終的な検査・調剤工程に運ぶときに、瓶を落として割ってしまったということによって被ばくが起きたというものであります。

当初の評価では約12mSvという評価ということであったので、5mSvを超えたのではないかとということで法令報告があったということがございますけれども、最終的にはその評価

の位置関係等を精査しまして計算した結果、あるいはガラスバッジ、あるいはポケット線量計、それらを総合的に評価しまして、多くても0.4mSv程度であったらうということで、最終的な評価となったというものでございます。

これらの改善策といたしましては、緊急時の現場把握、あるいはあらかじめこういうときにはこういう被ばくが起きる可能性があるですとか、緩衝材の取付け、その他手順の見直し、また、教育訓練を図ることによって改善を図ってきたいというものでございます。

本件につきましては、結果として5mSvの被ばくがなかったということで、INESは対象外ということであります。

それから、三件目が3ページ目ということになります。アイバ産業ということでありますけれども、これは消火剤の液を確認するためのポータブルレベルメータ、これがなくなったということでございます。

結果といたしまして、これにつきましては、客先でありますところに忘れてきていたということで、次の点検に行ったときにそこにあったというものでございます。その場所というのは、こういう消火設備の部屋ですので、通常、人が出入りしないところ、巡回点検で多少入るといふ程度のところでしたので、これ自体による影響はなかったであろうということでございます。

ただ、この件につきましては、同社がきちんと出入り帳簿をつけていなかった、あるいは管理者の確認というものが行われていなかったということでもありますので、そのルール作りも含めまして、管理簿のきちんとした記入と管理者による帳簿のチェック、あるいは現物等の確認、これらの教育訓練をしっかりとしていくということで対応するというものでございます。

こちらにつきましても、INES評価の方は、A/D比（当該事象で評価すべき放射エネルギーと安全かつ確実に管理されなければ重大な確定的影響を引き起こす可能性がある放射エネルギーの比）が0.01未満ということでレベル0ということで評価をしているものでございます。

なお、この件につきましては、併せまして、平成27年にこのレベルメータを4台から5台に増やしたときに、届出をしなければいけなかったものを届出をしていなかったということがありましたので、それについても措置した上で改善を図るということをしてございます。

以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

それでは、本件については、報告を受けたということにしたいと思っております。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに児嶋課長から。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

私からは、新型コロナウイルスに係る原子力規制委員会の対応につきまして御報告いたします。

去る5月28日に、報道等で御案内かと思いますが、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置について、東京を含め5月末までを期限としていた対象地域が、6月20日まで延長されることが決定しております。

しかしながら、これに伴う政府の基本的対処方針や東京都の自粛要請の内容などにつきましては、例えば、検査やワクチン接種に関すること、また、多数の人が集まる場所に関する変更が主でございます。いわゆる原子力規制委員会の対応に影響する部分、特に外出や都道府県間の移動に関するものにつきましては、特段の変更はございませんでした。

したがって、現在の原子力規制委員会の対応につきましても、原則として6月20日まで延長することで御了承をいただきたいと思います。また、それまでに緊急事態宣言が解除されるとか、何か情勢の変化があったり、また、個別に御了承いただきたいことがございましたら、定例会で方針変更についてお伺いしたいと考えております。

私からは以上でございます。

○更田委員長

ほかになれば。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。